

2022年5月2日発行



宮城労働局メールマガジン

---

目次

---

1. 宮城県電気機械器具製造業最低工賃が改正
2. 労働者のキャリアアップを促進する助成金
3. 小学校休業等対応助成金・支援金の改正内容等について
4. 人材開発支援助成金 人への投資促進コース

---

1. 宮城県電気機械器具製造業最低工賃が改正

---

県内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する  
家内労働者の方に適用される宮城県電気機械器具製  
造業最低工賃が、令和4年4月15日（金）から改正  
されました。

改正された最低工賃は次のとおりです。

◆シールド線

- ・端末加工（1しん）1ヶ所につき1円78銭  
（14銭引上げ）
- ・チューブ挿入 1ヶ所につき1円90銭  
（15銭引上げ）

◆コネクター

- ・差し  
シールド線に行うもの 1ピンにつき53銭  
（5銭引上げ）
- リード線に行うもの 1ピンにつき41銭  
（4銭引上げ）

●宮城県の最低工賃

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/2/225/22541.html>

【お問合せ先】 賃金室（022-299-8841）

---

2. 労働者のキャリアアップを促進する助成金

---

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者とい  
った非正規雇用労働者の正社員化、処遇改善などの

取組を実施した事業主に対して、キャリアアップ助成金が支給されます。

労働者の意欲、能力を向上させ、生産性を高め、優秀な人材を確保するために、ぜひ制度をご活用ください。

<詳細>

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/part\\_haken/jigyounushi/career.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html)

【お問合せ先】 職業対策課助成金センター  
(022-205-9855)

---

### 3. 小学校休業等対応助成金・支援金の改正内容等について

---

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業や、子どもが新型コロナウイルス感染症に感染した等の理由で小学校等を休んだことにより仕事を休まざるをえない保護者の皆様を支援するため、「小学校休業等対応助成金・支援金」制度を設けています。

このたび、対象となる休暇取得の期間を延長し、令和4年6月末までとしました。

助成金は労働者を雇用する事業主の方、支援金は委託を受けて個人で仕事をする方が対象です。

○支給額

【助成金】

：有給休暇（労基法上の年次有給休暇以外）に支払った賃金相当額×10/10

※支給上限が変更になります。

令和4年1月～2月：1日あたり11,000円

令和4年3月～6月：1日あたり9,000円

（申請の対象期間中に緊急事態宣言対象区域・まん延防止等重点措置を実施すべき区域であった地域（以下「対象地域」）に事業所のある企業：15,000円）

【支援金】

：就業できなかった日について、1日あたり定額で

令和4年1月～2月：1日あたり5,500円

令和4年3月～6月：1日あたり4,500円

（申請の対象期間中に「対象地域」に住所を有する方：7,500円）

また、労働者からの相談内容に応じて企業への本助成金活用の働きかけ等を行うため、宮城労働局に

設置している「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口」の開設期間も延長いたします。

■詳細はこちらをご覧ください

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html)

■本助成金・支援金の問合せ先：電話（フリーダイヤル）0120-603-999、受付時間9：00～21：00（土日・祝日含む）

■特別相談窓口（宮城労働局雇用環境・均等室）：電話022-299-8844、受付時間 8：30～17：15（土日・祝日・年末年始を除く）

---

#### 4. 人材開発支援助成金 人への投資促進コース

---

人材開発支援助成金（人への投資促進コース）は「人への投資」を加速化するため国民の方からのご提案を形にした訓練コースです。

デジタル人材育成の強化等のため、ぜひ制度をご活用ください。

<詳細>

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000923165.pdf>

【お問合せ先】 職業対策課助成金センター  
(022-205-9855)